

平成17年度 第6回官業民営化等WG・第19回市場化テストWG
追加資料要求項目（文部科学省）

ヒアリングを行った貴省所管の独立行政法人について、下記のとおり追加資料・追加質問項目の提出をお願いいたします。なお、今後、当会議において引き続き市場化テストを含む民間開放の推進について検討を深めていくこととしており、その議論を踏まえ、追加質問などを行う場合があることを念のため申し添えます。

【全般】

1. 当会議では、国や公共が市場・民間活動に関与する場合には、公共経済学の視点から、市場の失敗としての外部性、価値財性、市場の失敗としての情報の非対称性といった状況が明確に存在し、その是正を図る上で当該関与が必要十分であることが客観的かつ合理的に説明できることが必要と理解しており、同時に、公共の側には、その関与が正当なものであると主張する限り、それを国民に明白な形で客観的かつ合理的に説明すべき義務があるものと認識している。

こうした観点から、以下の独立行政法人が実施している個々の業務について、公共が関与しなければならない客観的かつ合理的な根拠について、まず貴省の見解を明確にされたい。

2. また、仮に上記の点が説明可能であったとしても、その活動を官みずからが実施しなければならないのかどうか、民間に開放した方が効果的・効率的ではないのかどうかについては、別途、検証する必要がある。

それを検証するための手法が「市場化テスト」であり、これは、納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、公共サービスについて、価格だけでなく質の面も含めて、官民が参加する競争入札を通じて透明・中立・公正に評価し、国民にとって最も望ましい主体を選定しようとするものである。

仮に、業務を民間に委ねた場合、サービスの質の低下につながる、あるいは公共の方が民間よりも効果的かつ効率的にサービスが提供できると主張されるのであれば、堂々と市場化テストに応じて民間と競い合えばよいのであって、「市場化テスト」にかけること自体を拒否する必要はないはずと考える。

こうした点を踏まえ、以下の独立行政法人が実施している個々の業務について、上記1.の点につきご回答の上、国や公共の関与が正当とされる場合には、さらに市場化テストを含む民間開放を進めていくべきと考えるが、貴省の見解をお伺いしたい。

【各論】

○ 科学技術振興機構

(1) 全般

科学技術振興機構の事業を民間に任せした場合の弊害・問題点と貴省が主張される論点が解消・整理された場合には、民間開放は可能であると考えてよい。また、市場化テストの制度的枠組みが貴省にとって明確になれば、当該法人の業務を市場化テストの対象とすることが可能であると考えてよい。

科学技術振興機構について、業務ごとの人員・予算・成果について、現状及び過去 3 年間の推移を可能な限り定量的にご教示いただきたい。

(2) 科学技術振興調整費

過去 10 年間、科学技術振興調整費を受けたすべての各研究に関して、どのような社会的な成果が挙がっているかについて、具体的にどのような指標を用いて成果の評価を行っているのかお示しいただきたい。

科学技術振興調整費に関して、特に過去 2 件以上集中している特定の研究者・団体の案件について、本当に重複・無駄がないのかどうか、どのようにチェックし、検証されているのか、具体的な審査体制、審査基準及び審査結果をご教示いただきたい。

科学技術振興調整費の各研究を審査するための審査員について、具体的にどのような選定基準をもって J S T が選んでいるのかを知るため、過去 10 年間のすべての審査員の氏名・学歴・学位・専門分野・研究実績を明らかにし、その審査員の担当した案件について適格性を有していたことを具体的に論証されたい。あわせて、J S T における審査員選定者についても、過去 10 年間の同様の情報を明らかにされたい。また、審査員の協力者についても同様に、誰がどのような手続きによりどのような基準によって選定したのかについての詳細を示すとともに、過去 10 年間のすべての研究者の氏名・学歴・学位・専門分野・研究実績を明らかにし、その審査協力者が担当した案件についてその適格性を有していたことを具体的に示されたい。

さらに、採択された各研究について、中間段階での評価が別の組織・人員によって行われている場合、その評価に携わった研究者の氏名・学歴・学位・専門分野・研究実績を明らかにして、評価を担当した案件について適格性を有していたことを具体的に論証するとともに、個々の評価について、具体的にどのような指標を用いて成果の評価を行っているのかお示しいただきたい。

J S T の常勤、非常勤の職員について、職務分担ごとの人数、業務内容、人件費及びそれが直接雇用の職員においてのみないうる業務であるという見解であるならば、その具体的根拠を示されたい。

ヒアリング調査票の「８．個別の質問項目」の「 」に記載の「注２）」の部分の表現について、参与会議から指摘のあった事項を否定するということか。そうでないというのであれば、適切な表現に修正すべきと考えるが、貴省の見解をお示しいただきたい。

貴省は、科学技術振興機構が本業務を担わなければならない理由として、秘密保持、守秘義務の問題を主張されているが、民間事業者に業務を委ねる場合について、必要に応じ、契約上による担保、あるいは守秘義務を法律で課すなどの対応によってでは、十分にこの問題はクリアできないと考えているのか。もしそうであるならば、この点についての貴省の見解をお伺いしたい。

(３)「日本科学未来館」運営事業

過去３年間の入場者数の推移、管理・運営のために要する経費の推移等について、ご教示いただきたい。

「日本科学未来館」で行っている業務・事業について、その詳細な中身と各業務・事業ごとの予算、人員及びその成果について、現状及び過去３年間の推移を可能な限り定量的にご教示いただきたい。

外部委託されている業務の詳細（委託先、委託内容、経費、委託先選定方法、委託先選定基準）について、現状及び過去３年間に付き、その一覧をお示しいただきたい。

調査票において、日本科学未来館の運営につき経営改善の努力を行っているとの記述があるが、どのような業務についてどのような手法で効率化し、その結果、具体的にどの程度の効果（人員、経費の削減等）を生んでいるのか、具体的に一覧にしてお示しいただきたい。

調査票においては、「すでに……民間委託できるものについては、……委託を実施し、業務の効率化を図っている」と記載されているが、貴省において、どのような分野が民間への委託が困難であると考えておられるのか、具体的にお示しいただきたい。

調査票において、日本科学未来館を市場化テストの対象とすることが不可能である理由として、科学技術振興機構の行う業務との一体不可分性や館長の強力なマネジメントを挙げておられるが、前者については、法人格として同一でないと業務の連携が図れないという考え方は極めて疑問であり、また後者についても、例えば、市場化テストなどによって包括的な民間委託を行い、当該民間事業者が館長の運営方針を踏まえて業務を包括的・効率的に実施するといった形態で行う方が、部分的な民間委託よりも、館長の強力なマネジメントを一層効果的・効率的に発揮し得ると考えるが、貴省の見解をお示しいただきたい。

(4) 文献情報提供業務

文献情報提供業務について、これを法人が実施することにより、社会的にどのような効果が生まれているのか、具体的なデータを示して論証されたい。

○ 文化財研究所

現在、文化財研究所に所属されている研究者の内訳（学歴、学位、専門分野、具体的な研究実績、プロパーの方でなければ元の所属等）について、一覧をお示しいただきたい。

美術史、考古学、保存科学など文化財研究所が他の研究機関に比して優位性を保っていると主張される分野に関して、大学や他の研究機関に専門の研究者がいないかどうかについて、ご教示いただきたい。

調査票において、「文化財研究所を廃止すれば、……文化財保護行政の遂行に深刻な影響を及ぼす」との記述があるが、当会議としては、仮に文化財研究所が果たしている「機能・役割」を維持することが上記【全般】１.の指標に照らして認められた場合にも、上記【全般】２.のとおり、これをより効果的・効率的に果たす観点から、独立行政法人という法人形態によって集中的に当該機能・役割を担う必然性があるのか否か、例えば、当該機能を民間部門に担わせられないのか、あるいは、既に大学などで活躍する専門家等をプロジェクトに応じて公募などの形で組織することにより、同様の機能・役割を担うことができないのか、という問題を提起しているところであり、このような点について、貴省の見解を伺いたい。

調査票において、「民間に委託して差し支えない業務については積極的な委託を行い……」との記載があるが、文化財研究所の業務のうち、どのような業務が委託可能であり、どのような業務が委託不可能なのかについて、また、何故そのように考えるのかについて、具体的にご説明願いたい。

文化財研究所の事業を民間に任せした場合の弊害・問題点と貴省が主張される論点が解消・整理された場合には、民間開放は可能であると考えてよいのか。また、市場化テストの制度的枠組みが貴省にとって明確になれば、当該法人の業務を市場化テストの対象とすることが可能であると考えてよいのか。

○ 国立美術館・国立博物館

現在、法人に所属されている研究者の内訳（学歴、学位、専門分野、具体的な研究実績、プロパーの方でなければ元の所属等）について、一覧をお示しいただきたい。

欧米諸国等の海外の国立博物館・美術館について、その運営形態・法人形態の詳細をご教示いただきたい。

（英国などでは、P F I 方式により民間に運営を任されている実例があると聞くが、どうか）

欧米諸国等の海外の国立博物館・美術館において、その収蔵作品等に対する保険に関してどのように対応しているのか、ご教示いただきたい。

（ヒアリング調査票の「８．個別の質問事項」の「 」に記載される「民間では実施することが不可能」と主張されている論拠について）

「調査研究、作品収集・展示・教育普及等の各業務は有機的に位置づけられており、一貫した理念のもとで一つの機関が運営することが必要」と主張されているが、それがなぜ独立行政法人という形態を有している必要があるのか、法人形態との関係を含めて、その根拠をお示しいただきたい。

中長期的な視点に立った調査・研究の成果を展示に活かした事例が、過去３年間のうちにあれば、ご教示いただきたい。

調査票において、「国立博物館に匹敵する専門家集団を擁した機関はない」と断定されているが、仮に現状においてそうだとすると、独立行政法人の形態でなくてはそれを維持できないと考えておられる理由があれば、お示しいただきたい。また、専門家集団を継続的に擁する代わりに、プロジェクトの内容ごとに、大学や研究機関から専門家を公募などにより集めてチームを組織する方法も可能と考えるが、このような方式を取り得ないと考えられるのであれば、その理由を具体的にご説明願いたい。

「管理部門については、これを民間に委託することは、法人としての意思決定能力を奪うことになる」と主張されているが、このように考える理由を具体的にお示しいただきたい。

地方自治体においては、指定管理者制度の利用などにより、美術館等の管理運営等を包括的に民間事業者に委託する事例があると聞いているが、国の博物館・美術館について、同様のことができないと考えられるのであれば、その理由をお示し願いたい。

ヒアリングにおいて、特殊法人等整理合理化計画の記載、あるいは独立行政法人には、「民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせる」旨独立行政法人通則法が定めていることをもって、国立美術館・国立博物館の業務を独立行政法人に引き続き行わせることの根拠とする旨の発言が貴省よりあったが、当会議における民間開放の議論の目的は、内閣府本府組織令にも定められているとおり、「内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で、必要な『国及び地方公共団体の事務及び事業を民間に開放することによる規制の在り方の改革』」を推進することであり、過去の

決定等にとらわれるのではなく、公共サービスの受益者であり税金の負担者でもある国民のニーズに応える観点から、質の高い公共サービスが可能な限り効率的に提供され続けるよう、不断に公共サービスのあり方を見直す点にあることをご理解いただきたい。

こうした観点に立ったとき、国立美術館・国立博物館の業務についても、アブリオリに現在の業務のあり方を前提にするのではなく、質の高いサービスをより効率的に提供する観点から、引き続き独立行政法人の直轄の事業として提供することが適切なのか、民間事業者に委ねる方が適切なのかを、ゼロベースで検討していただくことが必要であると考えている。

このような視点に基づき、国立美術館・博物館の業務のあり方について、再度、貴省の見解を整理の上、お伺いしたい。

以 上